

審議会等の会議報告

1 会議名	第23回津市空家等対策委員会
2 開催日時	令和8年3月24日(火) 午前10時から正午まで
3 開催場所	津リージョンプラザ 3階第7会議室
4 出席した者の氏名	(津市空家等対策委員会委員) 豊福裕二、古田豊実、水谷地男、橋本尚美、野田秀敏、 松田貞司、南孝裕、山本覚康、前田健、稲森文彦、木下誠 (事務局) 都市政策課長 駒田直紀 建築指導課空家等対策担当副参事 橋本勝人 建築指導課空家等対策担当主幹 蟻戸孝明 都市政策課都市計画・景観担当副主幹 高須賀弘平 都市政策課都市計画・景観担当主査 野々垣諭 都市政策課都市計画・景観担当主事 野村聡志
5 内容	第23回津市空家等対策委員会 (1) 津市空家等対策計画に係る取組進捗について (2) 今後の取組について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	都市計画部都市政策課都市計画・景観担当 電話番号 059-229-3290 E-mail <a href="mailto:229-3177@city.tsu.lg.jp">229-3177@city.tsu.lg.jp</a>

会議の内容 以下のとおり

事務局  
事務局  
事務局

【開会】

【あいさつ】

それでは、会議を進めさせていただきます。

本会議は津市情報公開条例第23条の規定に基づいて公開し、一般市民の方の傍聴席を設けております。また、会議の結果を、発言者の氏名と共に、ホームページで公表させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の会議の議長ですが、津市空家等対策委員会設置要綱第6条第1項の規定によりまして、委員長が務めることになっておりますので豊福委員長よりお願いいたします。

豊福委員長

皆様おはようございます。

本日は、委員の皆様のご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

委員各位におかれましては、本日の議事について、よろしくご意見いただきますようお願い申し上げます。

また、議事運営につきまして、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の事項書のとおり進めたいと思いますが、事務局から本日の傍聴者の状況の説明をお願いします。

事務局

本日は、傍聴者がございませんので、このまま会議を進めていただければと思います。

豊福委員長

本日は、傍聴者がみえないということですので、このまま会議を進めたいと思います。

それでは、会議の成立の可否について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

それでは、ご報告申し上げます。

ただいま、委員会委員13名中11名の方がご出席いただいておりますので、津市空家等対策委員会設置要綱第6条第2項の規定によりまして、会議は成立しております。

豊福委員長

会議の成立を認めます。

それでは、事項書の「(1)津市空家等対策計画に係る取組進捗について」説明をお願いします。

事務局

都市政策課高須賀と申します。

よろしくお願い致します。

今回の委員会では空家等対策に係る取組の進捗状況、また、今後の取組についてご報告させていただきますので、これらについて説明後、皆様からご意見等をいただければと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは、お配りしておりますパワーポイントの資料、もしくはスクリーンをご覧ください。

まず、1ページでございます。

環境保全課  
(前田委員)

最初に、第2期津市空家等対策計画の基本的な方針として、「空家等の発生の抑制と適正管理の促進」、「空家等の利活用の促進」、「管理不全な空家等の解消の促進」の3つを柱として施策を実施しています。

これらの取組の進捗について報告させていただきます。

まず、「発生の抑制と適正管理の促進」から報告いたしますので、津市環境保全課、前田委員どうぞよろしく申し上げます。

環境保全課、空地・空家等連絡調整担当の前田と申します。

空家等の発生の抑制と適正管理の促進につきまして、取り組み状況等をご説明いたします。

環境保全課の令和7年度の取り組みとしましては、これまでと同様、様々なツールを使った啓発を行ってまいりました。昨年度に引き続き、本庁舎1階のおくやみ相談窓口において、空き家に関するパンフレットを相談者の方にお配りしております。

そのほかの取組みの中で、専門団体8団体で構成される空き家ネットワークみえ様と共催で行っている空き家無料相談会について、説明させていただきます。令和7年度につきましては、令和6年度と同様に事前予約制による開催とさせていただきました。また、令和7年度では、年2回開催し、7月開催が、51組、67名、11月開催が、31組、49名の相談に対応することができました。事前予約制のため、当日会場でお待ちいただくことなくスムーズな相談対応ができました。

相談内容につきましては、空き家の解体に関する費用や業者についての相談、売却などの利活用に関する相談、相続や税金に関する相談など様々な分野の相談があり、それぞれの内容に応じた専門家からのアドバイス等を参加者の方々にしていただきました。

次のページをお願いします。

続きまして、参加者に対して行ったアンケート結果についてご紹介させていただきます。アンケートは当日に実施させていただき、7月は、参加者51組の内46組の方からご回答をいただきました。11月は、参加者31組の内30組の方からご回答をいただきました。その結果、2回の相談結果を合わせて、ご回答いただいた方の86%以上の方に問題解決の参考になったと回答いただきました。

また、個々の感想では「今後の指針を示していただけてとても助かりました」、「いろんな相談ができて良かった」、「ご親切に相談及び教えていただきました」など好意的な回答がほとんどで、参加された方々にはご満足いただけた相談会になったと思います。

改善してほしい意見としましては、「土地の処分を考えていたので具体策は得られなかった。」、「話しやすかった。一方で具体的な内容まで至らなかった。」などのご意見をいただいています。

次ページをご覧ください。

津市老施協会の会議において、津市の空き家対策について説明を行いました。

当日は、津市老人福祉施設協会の34施設の内、20施設から説明会に参加され、老人福祉施設へ入居されている方へのチラシと窓口等に置いていただくパンフレットを配布しました。

また、津市の空き家対策についての現状や空き家バンクの利活用・危険な空き家などについての対応状況などの説明を行いました。入居者への周

知をお願いし、空き家の管理や利活用についての協力を求めました。

都合により参加できなかった施設へもチラシとパンフレットを送付していただきました。

環境保全課からの説明は以上となります。

続いて、空家等の利活用の促進について、都市政策課から説明させていただきます。

5ページをお願いします。

まず、空き家情報バンクの実績についてご報告します。

令和8年2月末時点での公開中の物件数は27件、地域別の数は一番上の表のとおりとなっています。

その下の表は、直近3年間の空き家情報バンクの登録物件数、成約件数、利用登録者数をまとめたものとなります。

令和7年度については、登録物件数、利用登録者数ともに減少となっておりますが、登録物件数につきましては事前相談の時点で未登記であったり、相続登記や境界確定の手続き中であった物件が手続等が完了し、3月に入りまして8件登録され、現時点で合計32件となっております。

また、成約件数についても、現在、交渉中の物件が3件ある状況となっております。

6ページをお願いします。

次に、デジタル空き家見学会についてですが、こちらは、空き家バンクの登録物件を動画として配信することで、空き家や物件所在地での生活のイメージを明確にしてもらい、空き家の利活用を促進することを目的に、令和3年度から開始しているものです。

空き家情報バンク掲載物件の中から物件を選定のうえ、所有者の承諾を得られたものを、デジタル空き家見学会として開催しており、今年度についても、令和8年3月4日から24日まで、動画サイトにて公開しており、現在の空き家情報バンク利用登録者に案内のチラシを送付し、ホームページにも案内を掲載しています。

7ページをお願いします。

こちらが今年度実施している公開中の物件になります。

現在、空き家情報バンク掲載中の物件のうち、白山地域から1件、旧津地域から1件、美杉地域から2件になります。

職員により動画を撮影・編集し、利用登録者限定で公開をしているもので、周辺の道路からの動画としていますので、物件の立地状況がわかり、視聴者からのご好評もいただいております。

8ページをお願いします。

空家等の利活用のさらなる促進のため、空家無料相談会及び移住フェアなどでのPRなど、引き続き、各所で啓発活動にも取り組んでいます。

今年度、新たに大型商業施設のイオンでも空き家関連パンフレットの掲示及び配布を実施しました。

また、三重県主催で開催される空き家対策セミナーでもチラシを配布するなど、機会をとらえて、周知を積極的に行っているところです。

9ページをお願いします。

最後に、市内全域を対象にした、空き家の利活用に関する補助制度の実績について報告します。

補助実績としては、今年度は、リノベーションの補助金の交付を1件、

美杉総合支所  
地域振興課  
(木下委員)

家財道具処分補助金の交付が1件となっています。

また、新たな取組として始めました「子育て世帯移住促進空き家活用助成事業」では、相談件数としては10件以上あるものの実績は1件となっています。

都市政策課からは以上となります。

美杉総合支所地域振興課の木下です。

10ページをご覧ください。

美杉地域への移住に関する休日相談窓口の実施についてご説明いたします。

美杉地域への移住・居住の推進及び空き家情報バンクの活用促進を図るため設置した「津市田舎暮らしアドバイザー」と担当職員により、対面形式とリモート形式を併用して、休日相談窓口を7回開催しました。相談件数は、41件61人で行いました。

この件数については、令和8年2月末時点での数字でございまして、3月に入りまして1回実施しており8回に増えております。相談件数は46件69人という状況になっております。

相談内容といたしまして、「物件の照会及び登録」、「公共交通機関」、「医療機関」、「美杉での暮らし」、「土地さがし」などの相談がありました。

なお、9月28日開催分については三重県主催の移住体験イベントと共同開催したことに加え、2月19日には三重県から情報提供をいただいたNPO主催の観光イベントにおいてブース出展を行い、出張移住相談会を行いました。

次ページをご覧ください。

美杉地域へ移住された方を対象に移住者交流会を開催いたしました。

当日は、津市田舎暮らしアドバイザーが中心となり、移住したきっかけや美杉地域の魅力、美杉で始めた仕事などについて、移住者同士の意見交換を行ない、交流を深めました。

参加人数は7組9人で、ご夫婦での参加が2組ありました。

今回参加いただいた方々は全て定住をされている方々です。

次ページをご覧ください。

こちらは美杉地域に特化した空き家情報バンク利用物件に係る「各種補助制度の実績」でございます。

実績の表の左側の名称の上段、「津市美杉地域空き家情報バンク利用物件改修費補助金」については、対象となる改修工事は、お風呂、トイレ、キッチンなど水回り部分です。

下段は「津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金」で、対象となる改修工事は、水回り以外の屋根や壁、床などの改修が対象です。

以上で美杉総合支所地域振興課からの説明を終わります。

商業振興労政課  
(稲森委員)

商業振興労政課稲森でございます。

商店街等新店舗誘致奨励金について取組状況をご説明させていただきます。

当課におきましては、空き店舗等の解消を目的に取り組んでおり、商業振興団体の新店舗誘致活動の促進を図るため、令和4年4月から「商店街等新店舗誘致奨励金」の運用を開始しています。

事務局

昨年度は市内の対象となる商業振興団体へ説明に伺うなど、本制度を広く周知したところ、1件の実績がありました。また、本年度も、引き続き広く周知した結果、新たに1件の実績があり、新店舗の誘致につなげることができました。

今後も、商業振興団体への周知に努め、当該制度を活用いただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

建築指導課 空家等対策担当副参事 橋本でございます。

管理不全な空き家等の解消の促進についてご説明いたします。

当課は、危険な空き家等の改善に係る情報提供及び法に基づく措置の取り組み、また、空き家等の解体に関する支援に係る取り組みを行っております。

14ページをご覧ください。

危険な空き家等の改善に係る情報提供及び法に基づく措置の取り組み状況でございます。

令和7年度におきましては、2月末時点で46件の相談があり、うち7件を特定空き家等に認定しております。

また、改善件数におきましては、特定空き家等が16件、特定空き家等以外が34件の合計50件となっており、平成25年度からのトータル件数は、相談等による対応件数が1,366件、特定空き家等認定件数が412件、改善件数が、特定空き家等303件、特定空き家等以外787件の合計1,090件となっております。

15ページをご覧ください

改善率の推移をグラフ表示したものになります。

令和8年2月末時点で、特定空き家等が73.5%、特定空き家等以外が82.5%、全体で79.8%の改善率となっております。

16ページをご覧ください。

特定空き家等に対する措置の状況でございます。

令和8年2月末時点での特定空き家等は412件で、そのうち、令和元年と6年にそれぞれ実施しました行政代執行及び略式代執行の2件を含めた303件が改善されており、残りの109件につきましては、現在、改善に向けて対応中でございます。

17ページをご覧ください。

空き家等の除却に係る支援状況です。

津市におきましては、特定空き家等の改善促進を推し進める目的としまして、「特定空き家等除却補助金」として除却費の2/3最大30万円の補助制度を、平成29年度より実施しており、令和7年度におきましては、2月末時点で6件申請され、トータル80件となっております。

18ページをご覧ください。

令和5年の空家法改正により、新たに「管理不全空き家等」が制定されました。

「管理不全空き家等」とは、そのまま放置すれば「特定空き家等」に該当する恐れがあるものとされており、「特定空き家等」同様に各市町村長が認定することとなります。

「管理不全空き家等」に認定されますと、「指導」及び「勧告」ができることとなり、「勧告」になりますと、「特定空き家等」と同様に土地の固定資

産税に係る「住宅用地特例」が解除され、最大6倍となるため、空き家等が極めて危険な状況になる前に、所有者に対し、より改善を促すことができるものと考えております。

そのため、従来の「特定空家等」認定に係るチェックシートについて、新たに「管理不全空家等」も含めたチェックシートへ見直しを行い、「特定空家等」以外の空き家について再調査を実施しました。

チェックシートにつきましては、ガイドラインに基づき見直しを行っております。

19ページをご覧ください。

「管理不全空家等」の認定に係る再調査の結果となっております。

「特定空家等」以外の161件につきまして、現地再調査を行ったところ、新たに56件を「管理不全空家等」に認定しました。

また、新規相談物件についても1件を認定したことにより、令和8年2月末時点で57件が「管理不全空家等」となっております。

以上でございます。

豊福委員長

はい。ありがとうございました。

ただいま、取り組みの進捗に付きまして、事務局の方から説明を頂きましたが、これに関しまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お発言頂ければと思います。

いかがでしょうか。

水谷委員

司法書士会の水谷です。

6ページのデジタル空き家見学会について、ご説明頂いた時に、物件の選定をして、所有者の同意を得られたものを載せているというお話でしたが、物件の選定というのは、どういう基準で選ばれてるのでしょうか。

事務局

選定基準としましては、掲載から1年間くらい、成約に結びつかなかった物件をピックアップさせてもらっております。

水谷委員

売れなさそうな物件を載せているということですか。

事務局

そうですね。

選定基準としては空き家情報バンクのサイトにあげたものの問い合わせもなく、なかなか動きがない物件をピックアップして動画にして見せることで、売れるんじゃないかということで、させて頂いております。

基本的に空き家情報バンクのサイトに載せれば、何件か問い合わせがあって、売買交渉につながっていくんですけども、なかなか長期間動きがない物件も中にはございますので。

水谷委員

そういう物件を選ばれて、見学会に入れさせてということですね。

わかりました。ありがとうございます。

もう1点ありまして、9ページの補助制度の実績のところでは津市子育て世帯移住促進空き家活用助成事業というので1件の実績が上がってますけど、相談は10件以上あったというお話だったので、制度の要件が厳しくて1件しか認められなかったのか、それともそれ以外に理由があって1件だけだったのか、教えてください。

事務局

津市子育て世帯移住促進空き家活用助成事業の補助金に関しまして、「津市に移住を考えていて、こういった条件で家を探しているんですが対象になりますか。」といった相談自体は結構ありまして、「対象になりますよ。」というお話もさせていただいています。

ただ、自分たちの条件に合う物件が見つからなかったのか、理由は分かりませんが、その後の連絡がいただけなくなった方もございます。

また、先ほど水谷委員もおっしゃったように、そもそもの基準として、市外から移住される子育て世帯の方であったり、10年以上継続して居住するであったりという条件もありますので、市内のマンションを借りている方が、新しく空き家を購入したいというお話ですと、対象外というお話をさせて頂く事もあります。

どちらの原因もあって、なかなか申請に繋がっていないのかなと思います。

水谷委員

ありがとうございます。

豊福委員長

はい、他いかがでしょうか。

山本委員

建築士事務所協会の山本です。

環境保全課さんにお伺いしたいのですが、2ページの資料の中で、相談内容の7月と11月と見ますと、7月の方が、解体売却等53件で全体の50%、11月が25件で全体の38.4%という事で、ほとんどが解体売却の相談になると思います。

それと、空き家というのが、資産活用というよりどちらかと言うと、負債化しているような印象を受けます。

そのような中で、4ページで、老施協会で空き家等の説明会をされてますけれど、なんとなくの感想なのですが、もっと手前で対策が必要なのかなという感想を持っています。

例えば、この津市からの流出人口を防ぐとか、若い人への周知とか、将来的に相続される方への啓発とか、早い段階での啓発が大切なのかなという印象なのですが、津市全体で考えて、他の課とも連携をとって、施策を考えているとか、そういうのはございますでしょうか。

環境保全課  
(前田委員)

津市全体で他の課と連携しての啓発というのは今のところないです。

空き家になる手前の啓発というのは、こちらから声かけをするにしても対象者自体がどういう方になるのか分からなくて。

ただ、転出者や高齢者への、空き家の啓発というのは今も行っておりますが、それが空き家になる前の相談等に繋がっているかどうかというと、確認するのは難しいです。

どこまで踏み込めるかというのが分からないですけど、高齢者の方で福祉施設に入るかどうかというのが事前にわかるというのは、ちょっと難しいと思います。

介護保険課から情報をもろうという方法もあるかと思いますが、その情報自体が個人情報になってくるので、市役所内の情報とはいうものの、その情報を開示してもらうのは難しいです。

事務局

すいません、先ほどの前田委員の説明の補足となりますが、前田委員からも

おっしゃったように、転出者への案内チラシや固定資産税の納税通知書を送る際に、空き家に関する案内チラシも同封させて頂いています。

また、お悔やみ相談窓口という、亡くなられた方の遺族の方向けに手続きの案内をする総合窓口にも空き家のパンフレットを置かせてもらい、周知もお願いさせて頂いています。

その他にも広報津や FM 三重のラジオを通じて、空き家情報バンクのお話しをさせて頂いて、「空き家をお持ちの方はご相談ください。」というような声掛けもさせて頂いております。

その情報発信や啓発を聞いた方々が、どこまで自分のこととして捉えて頂けるのかなっていうことはありますが。

若い世代の方だと実家に親がまだ住んでいる状態であったりしますし、前回の委員会の時に委員長からも出ましたけれども、事態が発生しないと考えないというところもあるので、そちらの方も含めて、どういう対策が効果的なのかというのを研究させて頂きたいと思っています。

山本委員

ありがとうございます。

橋本委員

行政書士会の橋本です。

山本委員がおっしゃられたことに共感していて、空き家として出てきた物件に対して、案内をするという形だけではなく、事前にというのは、なかなか難しいと思いますが、介護認定を受ける時点で、その先はある程度わかるというか、どんどん介護度が上がっていくと、施設に入って戻ってこれないかもしれないというのが分かると思うので、それに合わせて若い方に伝えて行くのは難しいと思いますが、根気よく、ちょっとコミカルにチラシを作ったり、施設の方に周知したりするような形で、少しずつでも「事前の準備をしないと大変です。困りますよ。」ということを教えていくことが大切なのかなと思います。

このままだと、空き家がどんどん増えていだけで、なかなか減り難いと思います。

やっぱり空き家になる手前で考えていくのが大事なんじゃないかなって私もずっと思っていますので、お願いします。

豊福委員長

はい、ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

水谷委員

資料にないかもしれないんですけど、前回、昨年10月15日の資料に書いてあった空き家等の利活用の促進の中に、社会情勢を踏まえた空き家等の利活用に向けた柔軟な展開を対策の計画に盛り込まれてますが、第2期津市空家等対策計画にも、その社会情勢を踏まえた空き家等の利活用に向けた柔軟な展開というのが設けられていて、その取組というのは具体的にどういうことをされているのでしょうか。

この資料にある内容のことになるのでしょうか。

事務局

社会情勢を踏まえた取組ということで、最近で言いますと子育て世帯への支援を新たに創設させて頂いたことがありますし、その他ですと、空き家情報バンクの利用登録をオンライン化したり、デジタル空き家見学会を開催したり等、ポストコロナを考えたものですが、それらを継続することで好評を頂いていますので、そういった多面的に動いている取組になります。

水谷委員

分かりました。ありがとうございます。

豊福委員長

その他はいかがでしょうか。

松田委員

宅建協会の松田でございます。

他市の話なんです、鈴鹿市において、各公民館で終活セミナーというものを定期的に行われてまして、地域の公民館に、20名ほど集まって頂いて、セミナーをやっているんですが、その中のテーマの1つとして、空き家にしないためにというようなテーマで、高齢の方に向けたセミナーをやってみました。

各地域の公民館でやってみたいで、市の空き家対策担当の方だと思いますが、そういう方が、パンフレットを持って、集まった方々に「こういう状況がありますよ。」「空き家になったらこうなりますよ。」「そうならないために、事前に準備しておかないと駄目ですよ。」というような内容をご説明されていて、そういうのも、1つの取り組みとしてできるのであればやったらどうかというふうに思います。

事務局

そうですね。

終活やエンディングノートといった部分にあたってくるのかと思います。

今回、新たに老施協会で説明をさせて頂いた際に、入居者の方に配る用のチラシを新たに作成させて頂きました。

今お配りさせて頂いてますが、空き家を持っている方に限らず、空き家をお持ちになる可能性がある方に対してのものにもなっています。

そういった方々に、「空き家も大切な財産なので今後の適正管理も含めて考えて下さいね」というような内容のものになっております。

こういうチラシも作らせて頂いたので、今後、このチラシも市内で配布して啓発していこうと検討しております。

また、セミナーの開催については、まだなんとも言えないところではあるんですが、津市としてもセミナーを開催するという方向性も考えてはいますので、よろしくをお願いします。

豊福委員長

はい。ほか、いかがでしょうか。

水谷委員

山本委員が言われてたことに関連してきますが、空き家の定義って、人が住まなくなった状態が常態化しているというのは法律で定められているんですが、空き家になるということは、そこに住みたいとか、家を欲しいという人が、おそらくですが、そんなに多くないのだと思います。

住宅需要があれば、住みたいって方がたくさんいらっしゃると思うので。

津市空き家対策計画第2期の中に、津市の人口の推移が載っていて、これを見ると、平成10年くらいがピークで28万人ぐらいいますが、年々減っている、今27万人くらいかもう少し少ないかもしれませんが、減少してきているような状況です。

津市の中で、人口を増やしていこうというような取組をしている部署はあるのでしょうか。

もし、あれば、この空き家の会議に出席されているのでしょうか。

そのような部署との連携も結構重要になってくると思うのですが。

事務局

人口減少対策の部署があるかというところなんですけれども、人口減少対策を専門にしている部署というのは、今のところ津市の中にはないです。

ただ、人口減少という部分に対しては、令和4年度から庁内で人口減少対策会議という会議を開いて、いろんな政策への意見、「何かできることはないか」というような話し合いの中で、それぞれ自分の担当にとらわれず、意見を出し合っています。

その中で、幾つか出た意見や政策の意見を取りまとめて、実際に形になったのが、先ほどからご説明させて頂いてます「子育て世帯移住促進空き家活用助成事業補助金」がございいます。

そういったことで、少しずつ、その会議を持って、政策を考えて、それを実行していくということは、今も続けています。

水谷委員

そういうピンポイントの部署というのは存在しないのですか。

事務局

そうですね、移住施策ということになると政策課になりますし、美杉総合支所でもそういった事には力を入れてもらっていますけど、人口減少の対策を専門とする課というのはないです。

水谷委員

多分、人口が自然に増えていくと、住宅需要も自然に増えていくので、そうすると、働く場所、企業がたくさん誘致されて、働く場所がたくさんあると住宅需要もまた自然に増えてくると思うんですけど、そのあたりが全部セットで動かないと、空き家をどんどん減らしていくというのは難しく、どうしても「今放置されている空き家をなんとかしてください。」というような対策になってしまうがちなのかなってお話を聞いてて思っています。

根本的な対策というのを津市全体でやらないと難しいんじゃないかなと感じています。

ありがとうございます。

豊福委員長

はい。非常に構造的な問題なんですけど、おそらく、総合計画とか、そういうレベルで議論していくようなことだろうと思います。

大体この地方創生の中で、各市町村は、人口減少にどう対応するかという計画を必ず作ってるんじゃないかと思います。

ただ、計画の中で「人口増加を目指す」という自治体は、まず無いです。

「人口減少をどう食い止めるか。」「人口推計でいくと、こうなっていくけど、これをこうするにはどうするか。」っていう議論を常にやってるような状態です。

私もやっぱり、人口減少はもう避けられないという中で、空き家を全て、新しい活用方法を見つけて埋めるというのは、おそらく難しいだろうというふうに思ってます。

もちろん、有効活用はできる限り勧めなきゃいけないです。

ただ一方で、どうしても不要になってくる土地、住宅はこれから必ず出てくるので、それをどういうふうに処分、管理していくのかっていうことも考えなくてはいけないのかなと思います。

けれど、これは地方自治体だけじゃなくて、国全体の課題だとは思っています。

ただ、その中でうまく活用できるものは、マッチングして、どれだけ使って

いけるかというのは大事なことかなと思います。

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

山本委員

都市政策課さんにお聞きしたいんですけど、7ページにあるデジタル空き家見学会についてですが、この見学会は売れ残りの物件を公開しているというようなお話もありましたけれど、これは個人が対象なのでしょうか。

商業的に使用されるようなオーナーさん対象にも公開されているとか、販売、促進されているのでしょうか。

商業目的でもよろしいのでしょうか。

事務局

そうですね。商業目的に関わらず、空き家バンクに利用登録できる方というのは、特に個人、法人等問わず登録できるようになっております。

そのため、今回のデジタル空き家見学会も、空き家情報バンクに利用登録して頂いてる法人様の方には、当然案内を郵送させて頂いています。

法人様の中には、「ケアハウスに使いたいから探しています。」とか、「会社の寮に使えるちょっと大きいお家を探してます。」とか、「拠点にしたいので広い敷地の家を探してます。」という方の登録もありますので、そういったところで、足切り等していませんので、個人の方、法人の方、どちらの方も利用登録して頂いた場合はご利用いただけるようになっています。

山本委員

ありがとうございます。

特に、この7ページ右下に掲載されている美杉町太郎生の9LDKといった物件は、地方の大きな物件なので、個人でこれを買われるということは少ないのかなと思って、聞かせて頂きました。ありがとうございました。

豊福委員長

はい。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうかね。

山本委員

建築指導課さんにお伺いしたいんですけど、17ページの空き家等の除却に関する支援で、特定空き家の補助金が上限30万円っていう、ご説明を先ほどして頂きましたけれども、この上限30万円というのは、今後、金額が上がるとか、そういった調整をされる予定はあるのでしょうか。

というのは、昨今の物件解体事情を見ていると、解体費用がかなり高額になってきている中で、もちろん、もらえる30万円ということは、ありがたいですけれども、もう少し補助額が上がれば、そういった解体が進むのかなという気もしますので、いかがでしょうか。

事務局

はい。建築指導課です。

現在のところは、補助金の上限金額を上げるという計画はございません。

ただ、おっしゃられるように、高騰というのは、いろいろな工事費を見させて頂いても痛感しているところではございますので、課題事項の1つかなと私は捉えさせて頂いており、今後についても検討をしていこうと考えております。

山本委員

了解です。ありがとうございます。

豊福委員長

はい。ありがとうございます。大事なご指摘かなというふうに思いました。ほか、いかがでしょうか。  
よろしいですかね。  
では、意見も出たようですので、次の事項の方に移らせて頂きます。  
それでは、事項書の「(2) 今後の取組について」を事務局から説明をお願いいたします。

事務局

次に今後の取組についてご報告させていただきます。  
それではまず、環境保全課から前田委員、お願いします。

環境保全課  
(前田委員)

環境保全課、空地・空家等連絡調整担当の前田と申します。  
空家等の発生の抑制と適正管理の促進につきまして、ご説明いたします。  
これまでと同様、様々なツールを使った啓発、広報津、環境だより、市ホームページなどでは、空き家の適正管理及び発生抑制の周知・啓発を引き続き行っています。  
固定資産税の納税通知書を送付する際に空き家の適正管理の啓発チラシを同封しています。市外転出者への周知・啓発としましては、市民課において転出者向けの「転出される方へ」というチラシをお渡ししています。  
また、去る3月4日に津市老施協会の会議に参加し、津市空き家対策や利活用に係る説明を行い、チラシやパンフレットを配布して、施設入居者へ空き家の早めの利活用を促してまいりました。  
令和5年10月からは、おくやみ窓口において、相談者の方に空き家の冊子をお渡しし、空き家の発生抑制と適正管理を促しています。こちらの空き家冊子につきましては、主におくやみ窓口での配布としておりますが、空き家無料相談会や空き家所有者宛ての文書などにも同封し、空き家の利活用や適正な管理などの周知・啓発を行っています。  
令和7年度からの新しい取り組みといたしましては、以前からアンケートでも要望が多かった空き家無料相談会の開催回数を2回に増やして開催いたしました。  
令和8年度からの新しい取り組みといたしましては、民間業者による空き家のみまもりがふるさと納税のサイトに掲載されることとなりましたので、利用者に活用していただけるようPRを行います。

事務局

22ページをお願いします。  
空家等の利活用の促進に関する今後の取組としましては、今年度同様、引き続き、空き家情報バンクの利用促進に努めてまいります。  
また、空き家情報バンクの登録数や成約数を伸ばせるよう、来年度についても、周知を積極的に行うなど、空き家の掘り起こし等を行っていきたいと思います。  
なお、改修やリノベーションなどの支援や令和7年度から新たに開始しております「子育て世帯移住促進空き家活用助成事業補助金」も引き続き周知・啓発を推進し、活用へつなげていきたいと考えております。

事務局

23ページをお願いします。  
管理不全な空家等の解消の促進の今後の取組としましては、今年度と同様に引き続き管理不全な空家等に対して、除却補助金を活用した除却支援を行いながら、危険な空家等の改善を促進するために法に基づく措置を行ってまいり

ます。

また、令和7年度からは、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある空き家等になる前段階で悪化を防止するために、新たに「管理不全空家等」の認定を開始したことにより、より一層、危険な空き家の改善に向けた取組を行ってまいります。

また、今年度から新たにチラシを作らせていただきました。

というのは、これまでは各種チラシがありまして、空家を放置した場合のリスクのチラシや空家等に関する相談窓口の一覧など、色々なものが混在してまして、統括したものがなく、ちょっと分かりにくいと感じておりました。

さらに、これまで口頭のみで紹介しておりました「特定空家等除却補助金」の案内についても盛り込んで、それらの内容をひとつにまとめたチラシを作成しまして、啓発もさせて頂いております。

また、先ほどもお話しさせていただきました「管理不全空家等」についても2月から認定を開始させていただきましたので、今後、所有者等に向け「認定されれば固定資産税が上がりますよ。」というような周知も改めて行いますので、それを踏まえて、より一層危険な空き家の改善に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

事務局

24ページをお願いします。

続きまして、津市空家等対策計画の次期計画についてご説明させていただきます。

現在の第2期津市空家等対策計画の計画期間は令和4年度から令和8年度となっております、来年度で計画期間が終了します。

それに伴い、今後次期計画の策定に向け検討が必要となってきます。

令和7年度については、事務局としまして、現行計画に基づく施策実績の整理やアンケート調査などの次期計画における施策の検討など、計画の素案作成に向けた準備作業をさせていただいておりますので、令和8年度には、当委員会において、実績やアンケート結果などもお示ししたうえで、計画策定に係る協議を進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

25ページをお願いいたします。

今年度実施しております、空家等対策に関するアンケートについて報告させていただきます。

アンケートの内容については、委員の皆様へも2月末頃に参考送付させていただきました。

送付先につきましては、スライドにありますとおり、「空き家所有者」につきましては、空き家台帳に登録のある空き家所有者4,484人に対し、各地域の分布比率及び平成27年に実施した空家外観調査の判定結果A～Dの件数比率から各地域での抽出数を割り出し、空き家台帳に登録空き家を無作為に抽出した500人へ送付しております。

また、「空き家利用希望者」につきましては、空き家利用登録者763人に対し、無作為に抽出した500人へ送付しています。

なお、委員の皆様に対しましては、近日中に関係団体アンケートとしてご意見を頂戴したいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

これらの空き家等対策に関するアンケート調査の回答結果につきましては、現在集計等を行っているところですので、取りまとめたものは、次回委員会に

て報告させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

豊福委員長

はい、ありがとうございました。

今後の取組につきましては、先ほども委員の皆様から色々ご提案いただいたところではありますけれども、改めて、今の説明を踏まえましてご意見、ご質問等ございましたら、ご発言いただければと思います。

松田委員

宅建協会の松田でございます。

三重県から空き家の対策の一環で、防犯についてのチラシをお示し頂いたんですけれども、空き家の状態を放置しますと空き巣に狙われたり、ガラスが割られて景観が悪くなったり、不審者が侵入してタバコの不始末等で火災が発生したりというようなことが、可能性としてはかなり高いということでした。

ですので、空き家を所有している方に、「防犯上の観点からも空き家を管理して下さい。」あるいは、「利活用して下さい。」というような啓発の形でやってみたらどうかと思いました。

「防犯上、その空き家を利活用することが必要ですよ。」というような訴え方で啓発をしてみてもどうかと思いました。

以上でございます。

豊福委員長

はい。何か、事務局からコメントありますか。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。

この防犯に関して、都市政策課にも警察から周知チラシの配布を依頼したいということで、チラシをいただいて配布させて頂いておりました。

ですので、今後は啓発用のチラシを作る際は、松田委員のおっしゃるように、防犯といった部分も含めた啓発というのを考えていこうと考えております。

豊福委員長

はい。ありがとうございます。

最近、ニュース報道等でも色々問題になってますよね。

空き家が非常に狙われやすいという事で、室外機が持って行かれたりとか、明らかに空き家と分かる状態で放置しておく、そういうリスクがあるっていう事も、やはり、所有者さんにきちんと周知しておく必要があるのかなと思います。

はい。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

水谷委員

2つありまして、1つ目が、21ページのふるさと納税で民間業者による空き家の見守りを行える予定であるんですけど、これってどんなサービスになるんですか。興味がありまして。

環境保全課  
(前田委員)

ふるさと納税で空き家の見守りというのは、定期的に見に行つて貰う感じですかね。

現地で現状の写真を撮って送らせてもらうかたちでの見守りですね。

水谷委員

それは市内の業者さんってことなんですか。

環境保全課 (前田委員)	そうですね。市内の業者さんに、一応こういうサービスをさせてもらいますというのでご登録をいただいて、今月の終わるか来月には公開させていただけるかと思います。
水谷委員	それは、人気があるかどうかというのは、現時点で分かるものですか。
環境保全課 (前田委員)	他の市町村もいくつかやっているところはあるんですけど、今のところ実績はないと聞いていますので、今のところちょっと、どういう風な運用になるか分からないです。
水谷委員	はい。ありがとうございます。 それは、また今後の会議の時に、どんな感じでしたっていうのを教えてもらいたいです。 2つ目が、25ページのアンケートのところですが、このアンケートというのは毎年毎年、この2月20日頃から3月19日頃の間の実施されてるものでしょうか。 第2期津市空家等対策計画でも、この空き家の所有者アンケートというので、令和3年2月3日から令和3年3月31日でやられてるという記録があったので、これは、每期每期やってるものなのではないでしょうか。
事務局	この第2期に掲載しているアンケートに関しましては、そのアンケートを取る事によって、次の計画にどう反映されていくかというのを調査するためのものですので、計画を作成する時期にさせて頂いているものです。
水谷委員	毎年するわけではないと言う事ですね。分かりました。ありがとうございます。
豊福委員長	はい。ほか、いかがでしょうか。
橋本委員	先ほどの防犯の件で、事例なんですけど、長年どうにもならなかった空き家を調べてみたら、後見人の方がついてまして、弁護士さんが管理してるとのことで、直接お願いしたら、あっという間に綺麗に片付いたという事例があったのですが、弁護士さんは、こういうことって知ってみえるんでしょうか。 何十年も動かなかったのが、後見人の弁護士さんにご相談されたらすんなり片付いたということがあるみたいで、そんなこともあるのかなと思って聞いてたんですけど。
事務局	相続人等調べるにあたって、後見人等がついてるという事自体は私たちも把握はできます。その中で、後見人に対して、周知の方もさせて頂いてますので、おそらく過去にもそういう形で改善したケースもあるかと思います。 後見人に対しても一応市役所では対応させて頂いております。
橋本委員	ありがとうございます。
豊福委員長	はい。ほか、いかがでしょうか。
松田委員	美杉地区は、地域振興という名目で、補助金が色々提案されやすいのかなと

思うんですけれども、私たち業者としては、不動産の売却をしたいという方は、例えば、白山地区とか一志とか芸濃とか、いわゆる郡部のほうもたくさん売却を希望しておられる方もいらっしゃいます。

しかし、なかなか人気がない地域とかというのがあって、売れにくく、ずっと空き家になっているという物件もあります。

ですので、例えば、リノベーションする費用の補助金とかが、少しでも、そういう地域の物件にも活用できるのであれば、そういった地域の空き家も広告市場で出回ってくる可能性があるような気がするので、そういった地域も何か補助金をつけるようなことを検討していただくことは考えられないのでしょうか。

事務局

今現在、リノベーションの補助金は先ほどもご紹介させていただいたんですが、こちらについては、移住される方を対象にしてという事になっております。

ですので、津市内の方は使っていただけないものです。

これはなぜかと言いますと、このリノベーションの補助金については、国の補助金を活用させていただいておりまして、その条件が、移住される方というのがございます。

実際のところ、これも以前から何度もお話しさせていただいてる部分になりますが、空き家というのはやはり、まずは、所有者さん個人の財産という部分がございます。

所有者さんがきちんと管理をした上で、処分なり管理なりをおこなっていただくという形に基づくことから、やはり、個人の財産に対して、市の補助金を入れさせていただいて、その価値を上げることはいかがなものかという部分もございますので、これも1つの検討課題という事になってしまいますが、今のところ、市内で空き家をお持ちの方に対しての補助金の制度はないという状況でございます。

取壊し等空き家のほかの補助金がある中で、そのあたりのバランスも見ながら、検討をして行かなくてはいけないと考えております。

松田委員

大体、おっしゃってることはよく分かります。

基本的には空き家の管理は個人の責任でやるのが当たり前の話であって、その中で、補助金の範囲を、もうすこし、広げていただけないのかな、ということなんです。

全く補助金がないっていうのであれば別ですけど、他の地域とか物件には補助金があって、何も条件に合わないとかだめというのは、なんかなあと思うんです。

もう少し広く、考えていただけたらなというふうには思いました。

もう1つ、別の観点から言うと、最近2拠点住宅というので、都会の方が「田舎暮らしを週末だけしたい。」というようなことで、津市内でいうと美杉地区とか、白山とか、そういったエリアで、「週末だけこちらで仕事したい。」とか、「リモートで仕事しているのでインターネットさえ繋がれば、こちらの方に住んでもいいよ。」というような方も物件を探している方もいらっしゃいます。

ただですね、都会の方に自宅はあるわけですから、いわゆる移住ではないわけで、「転入はできないけれども、住みたい。」というような方もいらっしゃるんですけど、そういった場合も、やはり、移住ではないので、補助金が使えないということだと思うんです。

その辺についても、もう少し、国の予算を使っているという事だとは思うん

ですが、津市としても、もう少しお考えにならないのかなという意見でございます。

美杉総合支所  
地域振興課  
(木下委員)

美杉総合支所の木下でございます。

2拠点の場合でも、美杉総合支所にご相談いただいて、使っていただける補助金は、あるにはあります。

ただ、この美杉の制度は、地域振興というところで、大きくとらえて行っておりまして、実は、美杉地域が、これまで過疎の「過疎債」という制度があって、有利な財源があるもとで色々な施策を行ってきましたが、今は、ちょっと状況も変わってきており、色々な事業を見直しているところでございますので、それがいつまで続けられるのかというジレンマもあるわけなんですけど、今、おっしゃっていただきました2地域の補助金は、美杉総合支所にご相談いただければ、美杉地域に限ってということになりますけど、ございます。

豊福委員長

はい、ありがとうございます。

今、過疎債の財源が使えるのは美杉地区だけですか。

美杉総合支所  
地域振興課  
(木下委員)

はい。

豊福委員長

津市で指定されてるのは美杉地区だけってことですね。

それは、今後も活用はできるのですか。

美杉総合支所  
地域振興課  
(木下委員)

国の制度の改正によりまして、令和8年度末で、美杉地区もその対象ではなくなります。

豊福委員長

そうなんですか。

そうなると、ちょっと、この補助のあり方も考えなきゃいけないってことですね。分かりました。

はい、ほかいかがでしょうか。

南委員

最後のページの部分での意見なんですけど、空き家所有者に対するアンケートという部分と、空き家になることで困る方というのが周りの方であったり、自治会であったり、不動産会社であったり、関係の司法書士であったり、そういうような方も空き家になったことによって困ったというような部分での事例を発信できる方々だと思いますので、そういう方からもアンケートでトラブルのケースを聞いていただいて、それをみんなで共有するというのも1つかなと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局

ありがとうございます。

今回、ご紹介させていただいたのは空き家の所有者と空き家の利用希望者を対象にということなんですけど、今後、今お見えになっている委員の皆さんが所属される団体様に対しても、同じようにアンケートのご協力をお願いしたいと思いますので、そのアンケートでまたご意見をいただけたらと思いますので、ぜひご協力の方よろしくをお願いいたします。

豊福委員長

はい。ほかには、いかがでしょうか。

水谷委員

アンケートについてですが、第2期津市空家等対策計画で、以前、令和3年にされたアンケートの結果を見ると、「空き家のリフォーム補助など修繕や改修に対する補助制度を充実してほしい」という回答がトップに多いですが、このアンケートをした結果というのは、その後の政策に反映されるのでしょうか。

アンケートをして、「こういう意見が多かったんで、じゃ、今回の計画では、こうしよう。」「補助金だったら、金額大きくしよう。」というような、次のそのステップに進む際に、実際反映されるものなんでしょうか。

令和3年にされたアンケートで、「こういう意見が出た時に、こんな風にしたので、今回もそれを踏まえて、また増やしましょう。」というような、そういう話になるものなんでしょうか。

事務局

そうですね。第2期の際にアンケートをさせていただいた時は、その当時既に改修の補助金自体はやっていて、特にベースの変更はなかったんですが、第2期の際には、家財道具処分の補助を希望される方が多くいらっしゃったので、第2期と合わせて、令和4年度から家財道具処分の補助金を新設させていただいて、運用を開始しました。

ですので、アンケートの結果に基づいて検討できる範囲で検討させていただいて、今度の第3期の計画期間には、「こういうアンケートの結果だったんで、こういうふうな政策を検討して行こうか。」というようなことは当然考えさせていただきます。

水谷委員

分かりました、ありがとうございます。

ちなみに、第2期津市空家等対策計画の29ページの空き家の賃貸・購入についてのアンケート結果で、「地域の雰囲気や近所づきあいなどの様子が分からない」という回答がトップの票数をとっているみたいなんですけど、こういうのだと、その地域の様子が分かるような政策を、その後の政策で取り入れられたということなんですよ。

事務局

そうですね。こういう空き家の購入を検討されている方々といいますと、情報バンクが該当してきますが、情報バンクで行っているデジタル空き家見学会については、令和3年頃までのコロナ禍が始まる前までは、見学会は実際に現地で行っていましたが、コロナ禍もふまえてデジタルということでYouTube配信をさせていただくことで、日程調整して現地まで来ていただくことなく見ていただけるようになり、動画の方では周辺道路から映した様子を配信させていただいておりますので、動画を見れば周辺地域も確認いただけます。

また、この計画においてと言うと、何とも言えないところなんですけれども、令和3年度に空き家情報バンクサイトのリニューアルをさせていただいて、360度カメラで撮影した写真で部屋の中を見られるようになって、より立地条件とか内部の情報とかを示させていただくような、サイト作りを行っています。

また、津市のホームページ自体も1月にリニューアルしまして、現在、新しいものになっているんですけれども、その変更の際にも、空き家情報バンクサイトも改めて、利用者の方が見やすいようにという事で、地図で地域をクリ

ックするとその地域の登録物件が表示されるようになったり、写真が今までは6枚しか掲載できなかったのが9枚まで載せられるようになったりと、より情報を取得しやすいように改善を行っておりますので、第2期計画の期間中にも色々と改善できる部分を改善させていただいてるところです。

水谷委員

ありがとうございます。

そうすると、このアンケートを答えていただいて回収したものは、結構反映される部分もあるということですね。

アンケートを送らせてもらって、その回答を回収する回収率を見ると、54%ぐらいで、半分ぐらいの方しか返してもらえていない状況に感じるのですが、今回の令和8年にやられるアンケートで回収率を上げていく取組ってなにか考えられていますか。

回収率が、増えれば増えるほど、空き家を持つての方の意見が、より反映されて、それを政策に盛り込む事が出来るようになってくると思うのですが、その辺の、「前回からどうやって回収率を増やそうかな」みたいなことって考えられていますか。

事務局

そうですね、回収率を増やすという部分に関して、前回までは、郵送だけの対応をしてましたが、今回からオンラインでの回答も可能とさせていただいて、QRコードを設定することで、文章をチェックして書いて郵送するという煩わしさをなくして、スマホとかタブレット等のインターネットの環境があれば、オンラインで回答できるということで、利便性の向上を図りましたが、どこまで効果が表れるのかはまだわかりません。

水谷委員

分かりました。ありがとうございます。

松田委員

空き家無料相談会の相談者の中に時々いらっしゃるんですが、母が亡くなったら、その不動産を「もう価値がないので、相続放棄したい。」と言われる方がみえて、「他に財産がないのであれば、そういう選択も1つですね。」というような回答もするわけですが、不動産を相続放棄されますと、基本的には国に帰属するんですか。

ただ、その不動産はやっぱり誰かが管理しないといけないと思うのですが、相続放棄した不動産についての管理はやはり市町村がするという事なんでしょうか。

事務局

空家法に関しましては、管理自体の制度はございません。

相続放棄されて、実際に所有者不明空き家になったものに対して、最終的には代執行を行っています。

ただ、先ほど委員が言われましたように、代執行までの間の管理というのは、懸念事項の1つの課題として感じています。

管理となりますと、所有者が不明ということで、市の持ち物でもないのに、市が勝手にいじることができないということがあります。

1つ何かするにしても、代執行という大きな手続きを踏んでしなければなりませんので、なかなかそのあたりの課題があるかなと感じます。

今現在、所有者不明のものへの対応をするにあたっては、所有者さん、亡くなっていれば相続人の方を調べて対応をしているわけですが、相続放棄のお話が出た際には、「そうですか。」とは答えないようにしております。

やはり、当事者の方は相続放棄すれば責任も関係もないという思いがあると思うんですが、やっぱり法的責任が関わってくるものになりますので、相続放棄を津市としては当然推奨しませんし、相続放棄は裁判所が判断するところになりますので。

ただ、残されるリスク等も考えて、総合的に考えてくださいよということとは言わしてはいただきます。

ただ、それが管理まで行きつけないかなというところで、その対策としても今後の検討課題かなと考えています。

豊福委員長

はい。私も法的なところは詳しくはないんですけども、基本的に相続放棄したからといって管理責任がなくなる訳ではないんですよね。

事務局

委員長がおっしゃられるように、すべてが関係なくなるということではなくて、現に所有していた、使っていたという事実があれば、管理責任が問われるケースがあるみたいですけど、なかなかそれを証明するというのが難しいみたいでして。

豊福委員長

本来はやっぱり処分するということまで責任は持たないといけないと思います。

ただ、どんどん相続放棄されていくと所有者不明ということになって、最終的には自治体が行政代執行しないとけないというのが実態ではあります。

本来は、いらないのであれば、10年間管理費用を払って国庫に帰属するというような仕組みをきちんと使わないといけないというのが法律の建前で、相続放棄をすれば自治体や国が引き取ってくれるものではないということをお所有者さんにはきちんと周知する必要がありますね。

でないと、結局みんな相続放棄して、自治体が何とかしてくれるっていうような話になっていってしまいますよね。

はい、ほか、いかがでしょうか。

ご意見もほぼ出揃ったようですが、ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

それでは、本日の議事は全て終了となります。

その他事項として何かありますでしょうか。

事務局

その他事項はございません。

豊福委員長

わかりました。

それでは、事務局にお返しいたします。

事務局

本日は長時間にわたり、ご意見等頂きまして誠にありがとうございました。本日をもって、委嘱期間内に開催する委員会は最後となる予定です。

第2期空家等対策計画を基に本委員会を4回開催させていただきましたが、委員の皆様にはたくさんのご意見をいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上を持ちまして終了となりますので、お気をつけてお帰りください。

ありがとうございました。